

# 令和5年度 第2回景観審議会・自然環境保全審議会 議事録

日 時 令和5年7月20日(木)  
午後6時00分～7時00分  
場 所 役場1階第1会議室

## 1 開 会

- ・ 審議委員の出席者数は5名であり、過半数を満たしているため、本会議は成立となる。
- ・ 出席者 審議会委員：京屋会長、飯田委員、西出委員、山本委員、崎山委員  
事 務 局：観音課長、齊藤係長、高橋主事、柳田主事

## 2 あいさつ

### 【観音課長】

- ・ 7月1日付で事務局が新体制となり、まちづくり推進課長の観音、係長の齊藤、スタッフの高橋、柳田の4名で今後は進めていく。

## 3 議題

### (1) 景観条例に基づく開発行為等協議案件について

#### ① 既存鉄柱の建て替えについて ※別紙1を参照

##### 【事務局から説明】

- ・ 聖台公園の少し上あたりにある既存鉄柱の建て替えを行うもの。
- ・ 農業機械の大型化に伴い、鉄柱を高くする。
- ・ 3基を除却し新たに2基建てるため、基数としては減る。

##### 【質疑応答・意見】 ■が委員の発言

■機械が大型化したとはいえ、25mも必要なのか。(現状20mほど)

→(他の委員)電線が垂れ下がるため、機械の通過部分は25mよりも低くなる。

#### ②携帯電話基地局の機器の増設 ※別紙2～5を参照

##### 【事務局から説明】

- ・ 全て の基地局である。
- ・ 5Gの複数の周波数帯に対応するため、既存基地局に機器等を増設する。
- ・ 2～4は既存鉄柱に機器を取り付けるのみ。
- ・ 5は既存鉄柱(四季彩の丘駐車場内)に沿う形で1基新設する。
- ・ 四季彩の正面から見たときは、木で隠れるようになっている。
- ・ 既存鉄柱の色に合わせ、機器等を塗装する。

【質疑応答・意見】

■四季彩の丘の承諾は得ているのか。

→（事務局）得ている。

（２）景観重要建造物及び景観重要樹木について

①観光客の私有地無断立ち入り対策について ※別紙 6 を参照

【事務局より説明】

- ・ 毎年、各所有者と管理協定を締結しており、話をする機会がある。
- ・ ■■■■■の所有者から観光客が無断で私有地に侵入したり、路上駐車をしたりして、周りの宿泊事業者等に迷惑がかかっているため、取り壊しを検討している旨の相談があった。
- ・ その他の建造物、樹木も同様の事態が起きている。
- ・ 以上の課題を解決するための対策を審議会でも検討したい。
- ・ 長年の課題であるため、すぐに答えが出るものではないが、協議の内容を観光部局等に報告し、対策の検討を進めていきたい。
- ・ 景観重要建造物・樹木は、取り壊しを行う場合も町長の承認が必要となる。
- ・ 所有者が■■■氏から■■■氏（■■■■■）に変わった。
- ・ 宿泊事業者のオーナーも今春に変わっている。
- ・ スクールバスの停留所に停車している車両もあるが、多くは路上駐車により車両の通行の妨げになっていることが多い。

【質疑応答】

■駐車帯があるとよいのでは。

→（事務局）所有者からも同様の意見が出た。ロープや看板の増設なども。

■駐車帯を整備する場合、どこに相談するべきか。

→（事務局）建設水道課と商工観光交流課の 2 者に審議会からの意見として伝える。

■青い池駐車場の売上を警備員の人件費に充てられないか。

→（事務局）確認する。

【意見】

■これまで看板を設置してきたが改善されなかったもので、増設しても効果が薄いと思う。

■看板は観光協会が管理しているが、相談を受けたら観光アドバイザーが立てに行っている。立て方のルールが曖昧になっている。

■観光アドバイザーが注意しているが限界がある。観光シーズンには警備員を置くなど、専門部署でしかるべき対応を取る必要があるのではないか。

■道路との境目が曖昧だと入ってしまうことが多い。また、舗装されているところは入っても良いと思ってしまう人もいる。

■インバウンドだけではなく、日本人観光客のマナーも悪い。

■町有地内に景観がよい樹木があれば、そこに人が集まるようになり、個人所有の木

等に迷惑がかからなくなるのでは。

### (3) 樹木の剪定・伐採について

#### ①北西の丘展望公園トドマツの伐採等 ※別紙7を参照

##### 【事務局からの説明】

- ・公園何にあるトドマツ3本について、近隣の商店出店者から眺望が悪いため、伐採等の対応をしてほしいとのご意見が建設水道課に対してあった。
- ・枯れているラベンダーの植え替えも含め、一体的に景観修景を行いたいとのこと。  
(建設水道課で実施)

##### 【意見】

- 芯は大丈夫かと思うが、枝が痛んでおり、現状のままにしておいてもみすぼらしくなってしまうため、残す価値はさほどないと思う。
- 伐採すべきと考える。

#### ②敷地内ポプラの伐採 ※別紙8を参照

- ・倉庫の目隠し的な役割で倉庫設立時にポプラを植えたが、大きくなり、電線に接触する可能性があるため、敷地側から伐採をしたい旨の相談を受けた。

##### 【質疑応答】

■ポプラの木は何本か。

→【事務局】明確に確認してはいないが、3～4本と思われる。

##### 【意見】

- 倉庫が見えても良いのでは。農産物のアピールにもなると思う。
  - 切るなら早い方が良い。大きくなりすぎると簡単に伐採できなくなる。ポプラ以外の木もかなりの高さがあるので切っても良いのでは。
- 敷地側に対し、他の木の伐採も提案する。

### (4) その他

#### ①火祭りの看板について(報告) 別紙9を参照

- ・火祭り実行委員会から国道237号線沿い(ふるさと市場向かい辺り)に常設の看板を設置したい旨の相談を受けた。
- ・火祭りまであまり期間がなかったことから、事務局から京屋会長にご相談し、祭事のため期間限定で良いのではと実行委員会側に提案した。
- ・町内外に広く火祭りを認知してもらうため、常設するというのが重要であることから、今年度は設置を諦め、次年度以降改めて代替箇所について相談させてほしいとのこと返答を受けた。
- ・文化的な伝統行事であるため、また相談があった場合は委員にお諮りし、実行委員会の想いもくみ取った上で良い場所を検討したい。

## ②その他委員からの意見・質疑等

■立ち入り禁止看板をもらうのにルールは決まっているのか。観光協会に借りに行った際に数やどこに設置するかを聴かれ、手続きが大変だった。

→（他の委員）特にルールはない。巡回する観光アドバイザーに指示すれば立ててくれる。

■マイルドセブンの木の駐車場は、個人が整備してくれたものだが、冬は除雪しないのか。路上駐車が多く、車両の通行の妨げになっている。

→（事務局）町で実施できるものか建設水道課に確認する。

■丘の景観の保全には注力されているが、市街地の景観が悪くなっている印象を受ける。薄くなっている看板も散見されるため、次回以降の議題にしたい。

## 【協議結果】

- ・（１）及び（３）の案件については、景観への影響は少ないことから、特段問題なし。
- ・（２）については、駐車帯の整備、看板の増設、警備員の配置、新たな景観重要樹木等を関係部署・団体に提案し、どういった対策を取れるか検討を進める。

## 4 閉 会